

平成 19 年 12 月 14 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「持分法に関する会計基準（案）」および「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「適用時期等（会計基準案第 26 項）」について

被投資会社が投資会社に合せて会計処理及び手続きを変更した場合、被投資会社において「正当な理由」に基づく会計方針の変更として認められるものか明らかにして頂きたい。

（理由）

本件についても「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い（監査・保証委員会報告第 56 号）」に定める取扱いに準ずるものか明確化を求めるもの。

2. 「本実務対応報告の考え方（2）関連会社に固有の当面の取扱い」について

第 1 パラグラフ 3 行目における「在外関連会社の場合で、」は、「公開会社の株式を追加取得することで関連会社としたとき」まで係るのかどうか確認させて頂きたい。

（理由）

実務上の影響が大きいため。

以 上